

○鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、鎌倉市耐震改修促進計画（平成19年9月13日策定、平成27年9月3日改定）に基づき、市民が自ら所有し居住する建築物についての耐震診断及び耐震改修に係る相談並びに当該建築物の耐震診断を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断)

**第2条** この要綱による「耐震診断」とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修）に基づいて行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）をいう。

(対象建築物)

**第3条** この事業の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民が自ら所有し居住する建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。
- (3) 地上2階建以下の木造建築物（枠組壁工法及びプレハブ工法の住宅を除く。）であること。

(相談窓口の設置等)

**第4条** 市長は、耐震診断及び耐震改修についての相談窓口を設置し、専門知識を有する相談員（以下「相談員」という。）により、耐震相談業務を行うものとする。

2 前項の規定による相談窓口を設置する日は、市長が別に定める。

(相談申込手続)

**第5条** 相談窓口を利用しようとする者（以下「相談者」という。）は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

(耐震相談)

**第6条** 相談員は、相談窓口において、相談者の持参した建築物の平面図等の資料により簡易診断（「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修）に基づいて行う耐震診断で、誰でもできるわが家の耐震診断を参考として行う耐震診断）を行い、耐震診断結果書を作成し、回答するとともに、耐震改修について必要な助言又は指導を行うものとする。

(現地耐震診断)

**第7条** 相談者は、相談員が現地に赴き行う一般診断（以下「現地耐震診断」という。）を受けることができるものとする。

2 相談員は、現地耐震診断を行ったときは、耐震診断結果報告書を作成し、相談者に回答するとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(現地耐震診断の費用負担)

**第8条** 相談者は、相談員が現地耐震診断を行ったときは、当該現地耐震診断に要する費用を負担しなければならない。

(補助金の交付)

**第9条** 市長は、前条の規定による現地耐震診断に要する費用の一部を、当該現地耐震診断を受けた者（以下「受診者」という。）に対し補助することができる。

2 前項の規定による補助金の額は、67,000円とする。

3 受診者は、第1項の規定による補助を受けようとするときは、現地耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

**第10条** 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、現地耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により、受診者に通知するものとする。

(決定の取消し)

**第11条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

**第12条** 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他の事項)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

#### 付 則（平成22年4月9日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

(鎌倉市現地耐震診断補助金交付要綱の廃止)

2 鎌倉市現地耐震診断補助金交付要綱は、廃止する。

付 則（平成25年4月10日決裁）

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

付 則（令和2年3月30日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。